

第10回 公の施設の設置と管理

1. 公の施設とは？

(1)具体例

公立学校・幼稚園、保育所、児童館、コミュニティーセンター、高齢者福祉施設、障害者施設、青年の家、公民館、図書館、博物館、生涯学習センター、文化ホール、体育館、競技場、公園、病院、公営住宅 *開放型施設と閉鎖型施設

(2)法律の規定

地方自治法第10章十個別法 e.g. 公営住宅法、都市公園法

(3)歴史

昭和38年地方財務会計制度大改正（法99）に際して新設。それまでは、「財産又は營造物」。

2. 公の施設の立地

都市施設と自治体の基本構想（自治法2条4項）

*浦和地判平成10年3月23日判時1689号58頁

建築基準法51条ただし書に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する許否の判断に際しては、特定行政庁である知事に広範な裁量権が認められ、同条ただし書所定の都市計画上の支障の有無を判断する際には、当該市町村の基本構想及び基本計画等も考慮の対象に含まれるとされた事例

3. 条例設置主義

○使用料が条例事項

*神戸地判平成16年3月31日判時1220号175頁

市営住宅の家賃増額が無効であるとされた事例

○住民の平等利用権

長期独占利用は議会の特別多数の同意が必要（244条の2第2項、96条1項11号）

4. 住民の平等利用権

(1)開放型施設

○自由使用（許可使用）が原則 ⇌ 個別法の定め e.g. 公民館

○管理の支障を理由とする拒否

①上尾福祉社会館事件（最判平成8年3月15日 自治百選49事件）

②府中青年の家事件（東京高判平成9年9月16日 判例175号64頁）

③音楽堂事件 ⇌ 法学教室288号演習行政法

④金剛山歌劇団事件（岡山地判平成18年10月24日 朝日新聞25日記事）

(2)閉鎖型施設

行政財産の目的外使用の許可

- ①学童クラブ事件判決・法学教室 288 号演習行政法
- ②教研集会事件最高裁判決・最判平成 18 年 2 月 7 日判時 1936 号 63 頁

(3)契約締結強制

給水拒否と水道法 15 条の「正当な理由」

5. 管理委託

(1)ニューサンパレス事件（浦和地判昭和 61 年 3 月 31 日判時 1201 号 72 頁）

民間企業による結婚式会場経営。行政財産の目的外使用の許可は違法。

(2)結婚式場ニーズへの対応と代替的手段

- ①市の直営 + ブライダル業務の委託
- ②管理委託

(3)指定管理者制度

「公共的団体」から民間へ。2003 年自治法改正で導入。直営か指定管理者かの選択。

(a)制度の骨格

指定管理者の指定（=処分）、議会の議決、指定管理者の収入として料金徴収可、
自治体の指示権・指定取消権・業務停止権

(b)法科大学院的関心

使用許可と行政手続法・条例、監督権行使の義務付け訴訟、住民訴訟

国賠責任 Cf. 最決平成 17 年 6 月 24 日判時 1904 号 69 頁（指定確認検査機関）

(c)公共政策大学院的関心

指定の手続のあり方、民間の質の確保、統制の手段（情報公開等）